

株式会社タカサワ一般事業主行動計画（第1回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策
定する。

1.計画期間 平成23年2月1日～平成26年1月31日までの3年間

2.内容

目標1：産前産後休業や、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険免除など制度の
周知や情報提供を行う。

【対策】

- 平成23年2月～ 法に基づく諸制度の現状調査
- 平成24年9月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布・説明

目標2：育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職研修を行う。

【対策】

- 平成23年9月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 平成24年9月～ 研修内容の検討
- 平成25年度～ 研修の実施